

令和 **8** 年度

絵と図でわかる

とって  
おきの

相続税に負けない

# 相続・事業承継

## 成功のツボ

事業承継は経営・資本・財産の承継です

自社株の  
承継

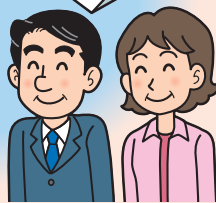
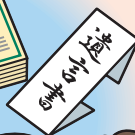
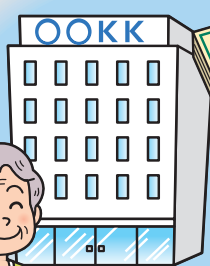
相続財産の  
承継

事業の  
承継

生命保険・  
不動産の活用

遺言・  
退職金

M&A



## はじめに

土地価格の上昇によって、路線価が上昇し、結果的に相続税も増加するようになりました。

土地価格の上昇による相続税の増加は、「お金が増えないのに相続税が増える」ことになり、納税資金の不足をもたらしました。

そのため、土地の評価額を大きく減額させる小規模宅地の評価減の特例が、今注目を浴びているのです。

さらにまた、相続税の課税対象となる相続財産の額そのものが下がっています。そのため、金持ちにしかかからなかった相続税が、普通の人にもかかるようになってきたのです。

今こそ相続・事業承継対策として本格的に手を打っていく時期にきています。

本冊子は、単なる相続の解説書ではありません。絵と図表を使って相続税や事業承継の対策を誰でもわかるように解説している実務書です。

また、自分ひとりのできる「相続税の健康診断」と「エンディングノート」も記入できるようになっています。

経営者のみなさんをはじめ一家に一冊！ 大切に保管していただければ必ず役に立つ時がくると思います。

# も く じ

## 第1章 社長さん、相続・事業承継はとても大変ですよ

- ① 絵で見てわかる 現在の税制と事業承継対策 ..... 3

## 第2章 元気なときに聞いておいてほしいこと (社長 後継者)

- 1 事業承継を体験した社長が教えてくれたこと (社長 後継者)
- ② 力を合わせて100年続く素晴らしい会社をつくろう ..... 4
- ③ 事業承継は、経営・経営権・相続の3つの問題を解決することです ..... 6
- ④ これからの進むべき道を決断する ..... 8
- 2 人間ドック以外に相続財産の健康診断も受けておいて (社長 後継者)
- ⑤ まずは“相続財産一覧表”をつくりましょう ..... 10
- ⑥ おおよその相続税を計算しましょう ..... 14
- 3 相続税を支払うお金は本当にあるの？ (後継者)
- ⑦ 相続財産を売却して相続税を支払えば特典がある ..... 18
- 4 少しでも相続税が安くなる方がいいんでしょ (後継者)
- ⑧ 生前贈与は節税の王道ですよ ..... 20
- ⑨ 配偶者、子、孫への贈与税非課税制度を活用していますか ..... 22
- ⑩ 相続時精算課税が新たな節税手段に ..... 24
- ⑪ 暦年課税の生前贈与加算とその抜け道 ..... 26
- ⑫ こんな場合に相続時精算課税が有利 ..... 28
- ⑬ 生命保険を上手く活用して相続対策に活かしていますか ..... 30
- ⑭ 建物を建てることにより税金が下がる理由 ..... 32
- ⑮ 路線価急上昇の今、小規模宅地等の評価減の特例は一番の節税 ..... 34
- ⑯ 不動産経営は中期的には個人で、長期的には法人が有利ですよ ..... 36
- 5 事業承継税制の特例措置をぜひ活用してみたい (社長 後継者)
- ⑰ まずどれだけ相続税が有利になるのかを絵図で理解してください ..... 38
- ⑱ 自社株の長期的プランを立ててみてください ..... 40
- 6 相続で会社や子供たちがもめたら困るわよ (社長)
- ⑲ もめやすい家族構成の例 ..... 42
- ⑳ 遺言して安心していたらダメ！ 死亡後、遺留分侵害で訴えられた ..... 44

## 第3章 相続が近づいた時に必ず読んでほしいこと (後継者)

- ⑲ 銀行預金のことも知っておかないと... ..... 46
- ⑳ 相続発生から相続税申告まで10か月ですよ ..... 48
- ㉑ 相続税の最後の大き仕事は税務調査を上手に乗り切ること ..... 50

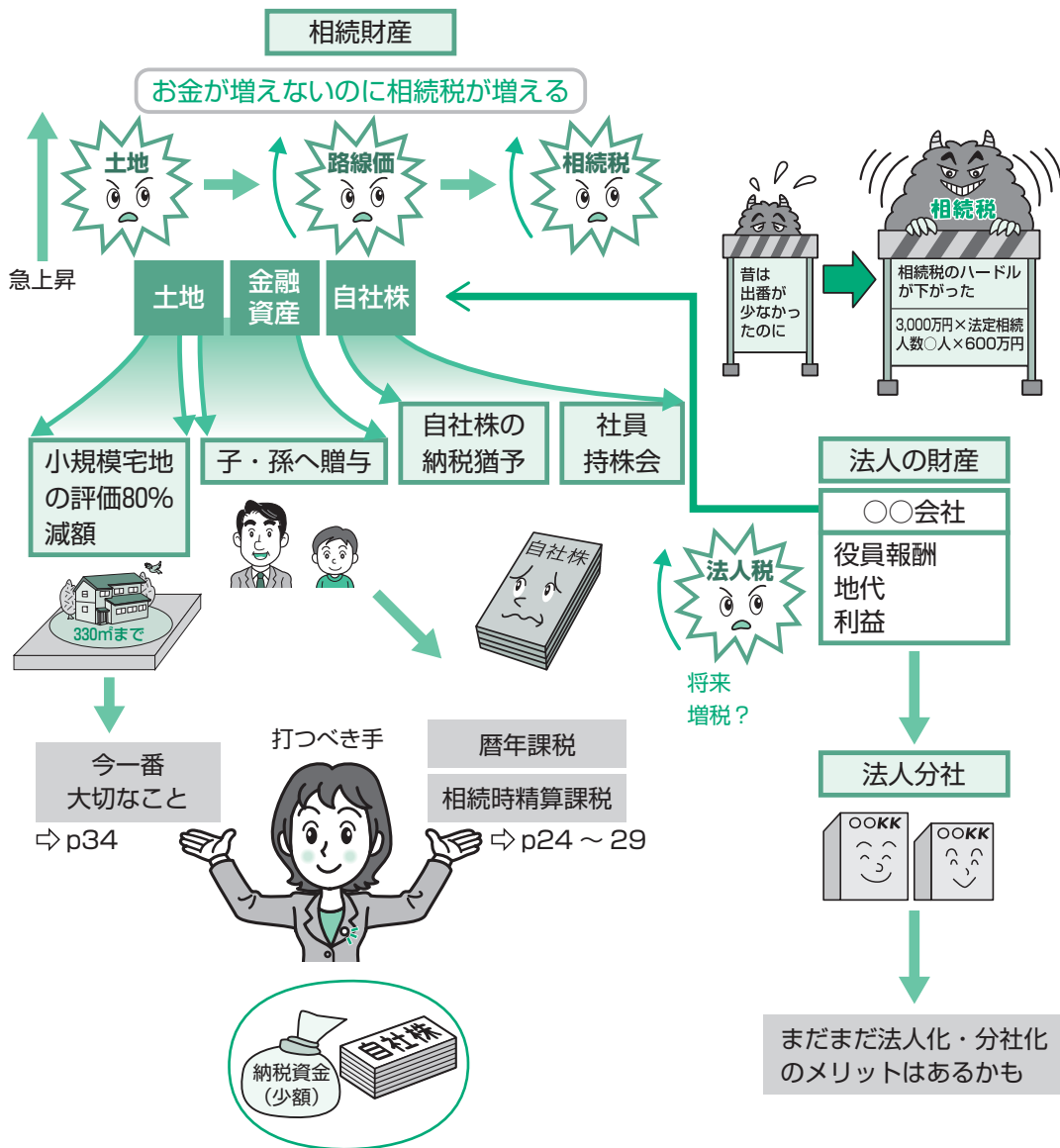
## 第4章 どうしても後世に伝えてほしいこと (社長)

- ㉒ エンディング思い出ノートを作りましょう ..... 52
- ㉓ 書類の保管場所を知らなかったら大変ですよ ..... 54

- 参考 取引相場のない株式の評価方法 ..... 56

1

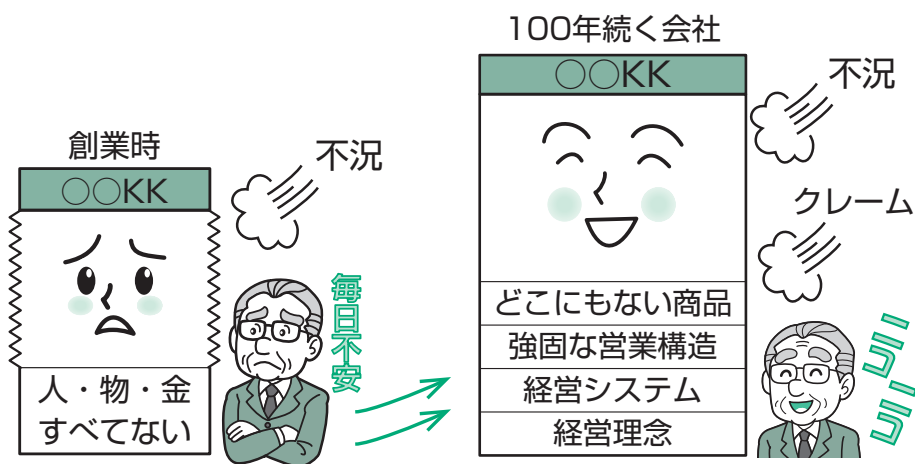
# 絵で見てわかる 現在の税制と事業承継対策



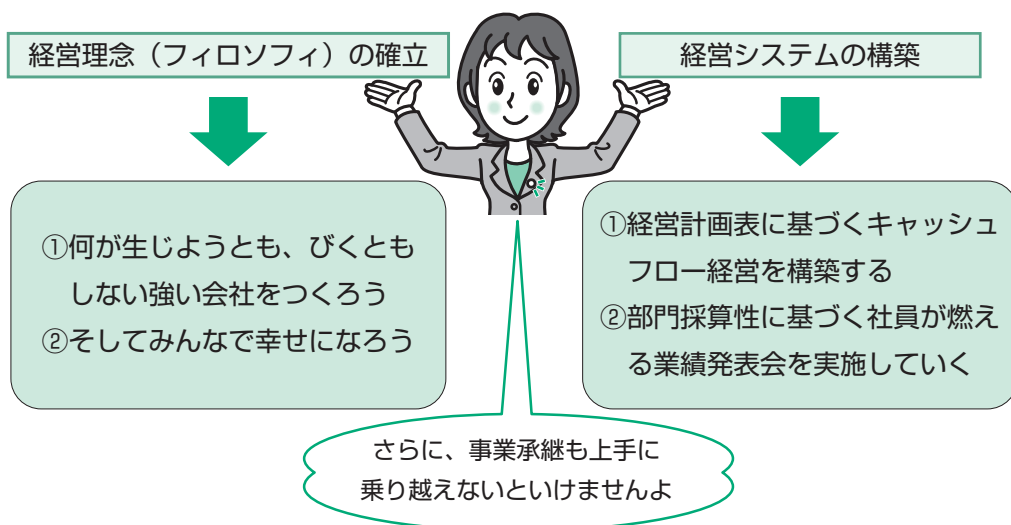
これからの動き	対応策
①路線価の高騰に伴う相続税の上昇	①相続税の健康診断をして早めの対策を
②自社株の評価が重くのしかかり納税資金が足りない	②小規模宅地の評価 80%減額を今から考えておく
③遺産分割がまとまらず、遺留分侵害額請求が増えてくる	③正しい遺言書をつくり、良好なコミュニケーションをつくる

# 1 事業承継を体験した社長が教えてくれたこと

## 2 力を合わせて100年続く素晴らしい会社をつくらう



100年続く会社をつくるためには、元気なうちに、しっかりとした経営理念の確立・経営システムの構築をすることです。



### ワンポイントアドバイス

会社人間の人生最後の仕事とは、会社の中に自分の生き様を“魂”として刻み込む。そして、永遠に続いていく会社をつくること。

## 事業承継に悩む社長の他人に言えない本音

- ① がんこな親父から苦労して事業承継したが、今度は素直すぎる息子でまた苦労する。
- ② 会社をどんどん大きくする息子、逆に大丈夫かと思うやさしい息子。どちらも親は不安になる。
- ③ ベテランの社員が退職しても、新しい社員が入ってこない。一番の心配は人である。
- ④ 役員報酬を押さえてでも利益を追求した結果、自社株がどんどん上がり、相続財産が増え相続税が払えなくなった。
- ⑤ 遺言書を書いたが、相続が発生した時に遺留分侵害額請求が飛んでこないか心配になる。

利益を追求した

その結果相続税が  
払えないなんて

# 3

## 事業承継は、経営・経営権・相続の3つの問題を解決することです

### 事業承継の悩みはこれです



事業承継は相続税だけの問題ではないですよ



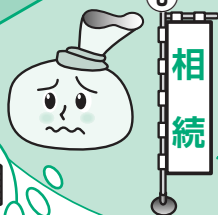
うるさい株主や名義株は親父の時代に整理してほしい

兄弟喧嘩が生じないように自社株対策をしておいてほしい

誰が社長になっても利益がでるような経営システムにしておいてほしい



## 事業承継



万一があっても相続税が支払えるようにしておいてほしい

ワンマン社長の独演会なんて僕にはできないよ



### ワンポイントアドバイス

事業承継といえば、すぐに相続税の問題と思われがちですが、

- ① 会社の「経営」を上手に承継していくことが第一です。
- ② 次に自社株で兄弟喧嘩しないような「資本関係」の整備を考えていくことです。
- ③ さらに「相続税」が支払えるように手を打っていくことも大切です。

# 事業承継経営計画表で今からやるべきことを考えましょう



先をみる →

↓ 経営・経営権・相続の三面で考える

		前 期	今 期	1年後	2年後	○年後
予想される事 項						社長退職
打つべき手						
経 営	会 社	所得				
		税金				
	社 長	所得				
		税金				
	配 偶 者	所得				
		税金				
経 営 権	社長 ( ) 株 配偶者 ( ) 株 その他 ( ) 株 名義株 ( ) 株 自社株の株価 ( ) 円 社長の自社株 ( ) 万円		① 同族での議決権割合 ( ) % ② 議案を可決できますか ( ) ③ 株価を軽減させる対策 ( )			
	相 続	相続財産 相続税 社長 [ ] [ ] 配偶者 [ ] [ ]		① 相続税を支払えない時の対策 ( ) ② 相続でもめる時の対策 ( ) ③ 相続税を軽減させる対策 ( )		

# 21 銀行預金のことも知っておかないと…

〔死亡前〕

必要なお金は前もって  
出しておくことです

〔死亡後〕

亡くなると預金は相続  
人全員の共有財産とな  
り、引き出すには次の  
書類が必要となり大変  
です

**預貯金** …遺産分割が終了するまでは一定の割合についてしか払い戻しができません。

払い戻しできる額

$(\text{相続開始時の預貯金の額} \times \frac{1}{3})$   
 $\times \text{相続人の法定相続分}$

(注) 同一の金融機関からの払い戻しは150万円が上限

---

〈例〉  
預金 600万円 / 相続人・長男と長女  
 $(600 \text{万円} \times \frac{1}{3}) \times \frac{1}{2} = 100 \text{万円}$

## ワンポイントアドバイス

銀行へもっていく必要な書類

① 被相続人について

- ① 戸籍謄本 ② 住民票除票

② 相続人について

- ① 戸籍謄本 ② 住民票 ③ 印鑑証明書
- ④ 本人確認書類 (免許証、マイナンバーカード 他)
- ⑤ 遺産分割協議書
- ⑥ 銀行所定の相続手続依頼書

※各銀行等により必要な書類が異なります。

## まず支払請求をして、次に名義変更手続きを行います

		窓 口	手 続	備 考
支 払 請 求	国民健康保険	健康保険係	資格喪失手続	葬祭料支給有
	国民年金	国民年金係	//	遺族年金等の支給有
	健康保険	事業主へ	//	埋葬料支給有
	厚生年金	事業主へ	//	遺族厚生年金の支給有
	生命保険	生保会社	保険金請求	保険金・入院給付金の支給
名 義 変 更	預貯金	金融機関	変更依頼書	窓口によって異なりますが 下記のような書類が必要に なってきます
	不動産	法務局	移転登記申請	
	株券	証券会社	名義書換請求	
	自動車	陸運局	移転登録申請	
	電話	N T T 等	変更届	

## 遺産整理には、次の書類が必要です

	必要書類	必要な所		
		不動産 登 記	税務署	銀行他
亡くなられた方	戸籍謄本（相続人との続柄のわかるもの） 除籍謄本・原戸籍 住民票除票	○ ○ ○	○ ○ ○	○  ○
相 続 人	戸籍謄本（相続人の生存のわかるもの） 印鑑証明書 住民票・本人確認書類	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
土地・建物	固定資産税評価証明書	○	○	
預金・借入金	残高証明書（死亡日現在のもの）		○	
生命保険金	支払証明書		○	
未 払 の 医 療 費 等	死亡日までに発生したことがわかる領収書等		○	
葬 儀 費 用	請求書・領収書		○	

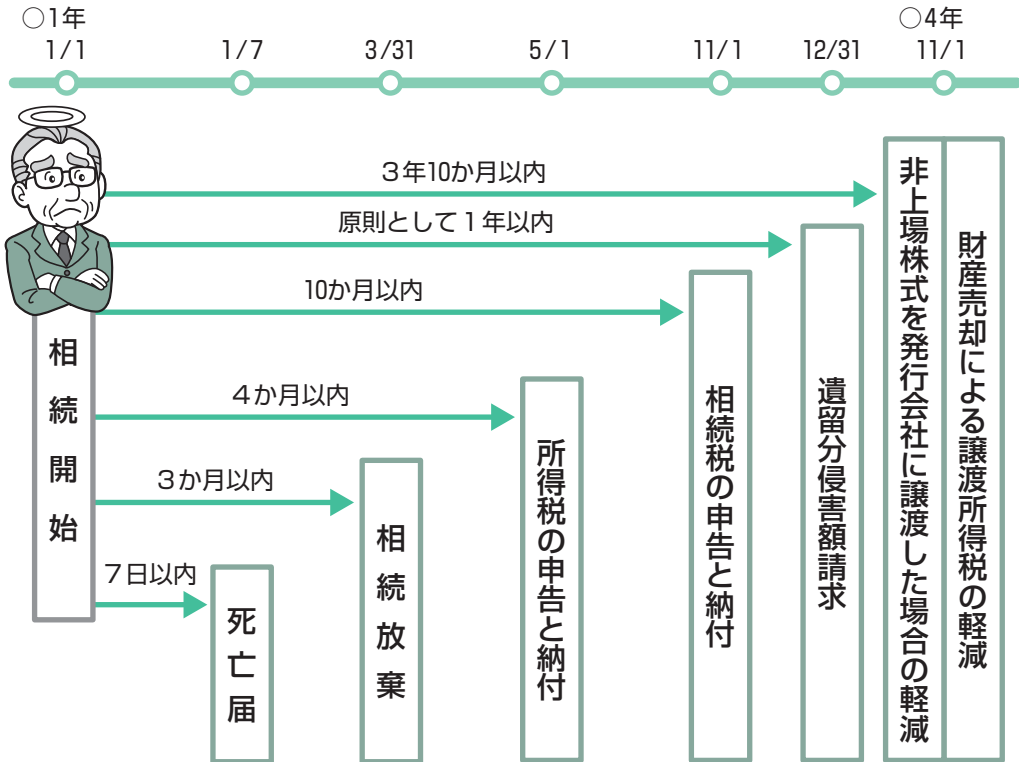
(注1) 不動産の所有状態によって、必要な書類等が異なりますのでご注意ください。

(注2) 法務局の認証を受けた法定相続情報一覧図も活用できます。

(注3) e-Taxで申告する場合は、「電子申告・納税等開始届出書」を提出して各相続人の利用者識別番号を取得する必要があります。

# 22

## 相続発生から相続税申告まで 10か月ですよ



ボーっとしているとやらねばならないことがドンドンやってきますよ

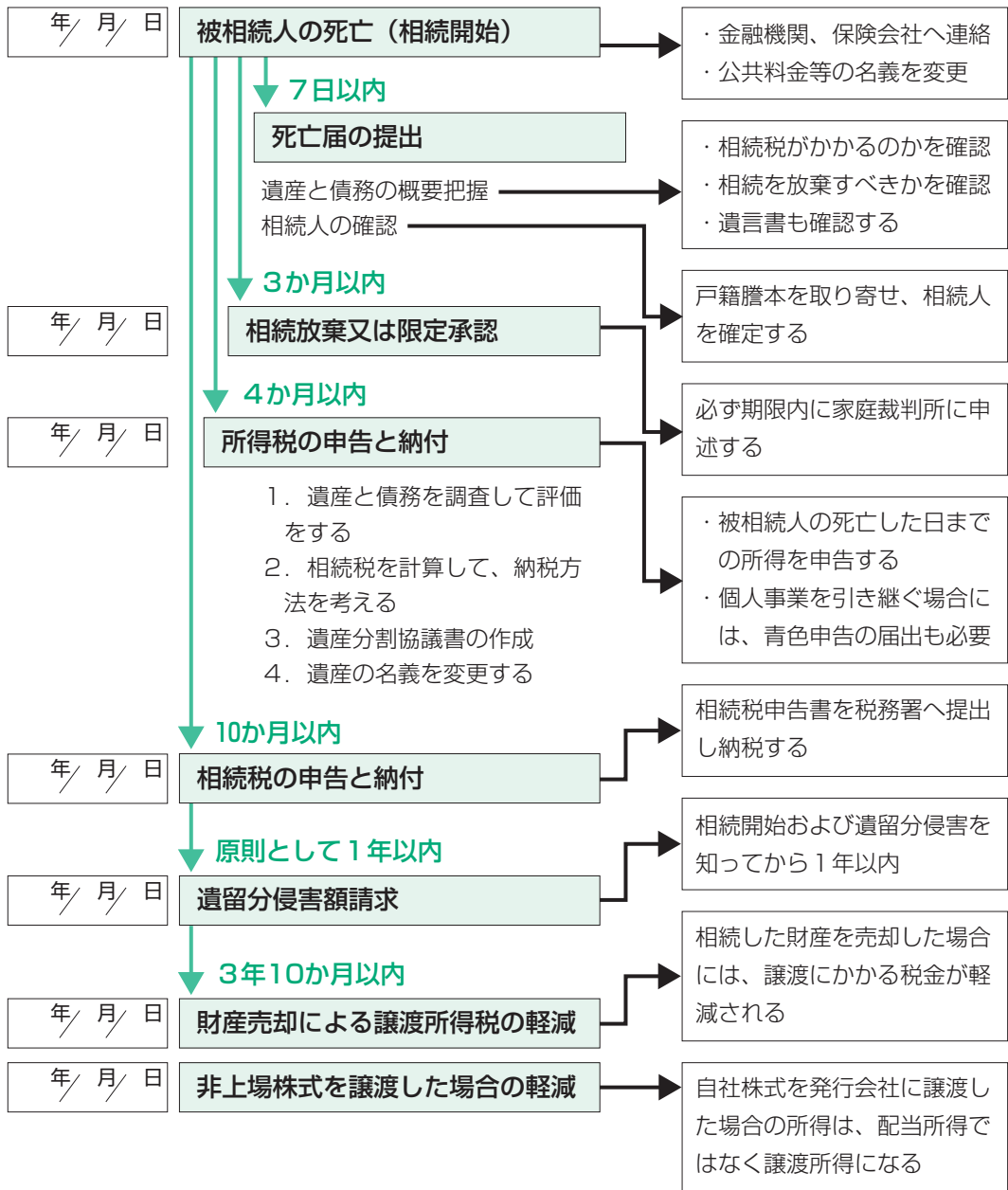
次から次へと大変だわ…



### ワンポイントアドバイス

10か月って長いようだけれどあっという間。“こんな大変だったとは思わなかった！”とは、誰もがいう言葉。

## 相続税申告のためのスケジュールチェック表



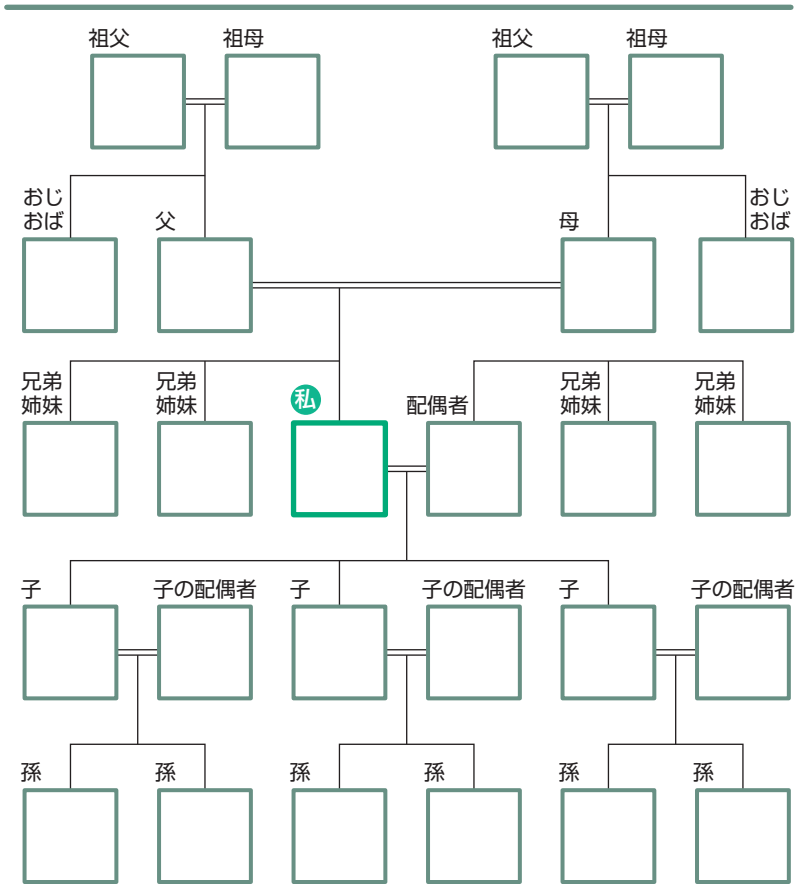
### ここを特に気をつけてね

諸手続きが煩雑ですから、専門家と確認しあいながら慎重に対応していくべきです。

# 24 エンディング思い出ノートを作しましょう



## 家系図



### ワンポイントアドバイス

気持ちはすぐ伝えたいが、どこへ連絡したらいいのやら。連絡先を捜すだけで、もうクタクタ。という人がたくさんいるのです。

## 万一の時に知らせたい人

名前	続柄	住所	TEL

## 語り継いでほしいこと

## ■ 会社の後継者へ

---

---

---

## ■ 家族へのメッセージ

---

---

---

## ■ お世話になった人へのメッセージ

---

---

---